

令和5年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区環境配慮調査業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区環境配慮調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区において、事業対象施設周辺における環境配慮調査の実施及びその結果をとりまとめるものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市他1町であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画 農村環境
	環境	環境保全計画 自然環境保全 環境影響評価
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	建設環境	
	農業土木	

2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

(1)改修等予定施設

番号	施設名	構造・規模等		改修等予定内容
1	西排水機場	横軸斜流ポンプ 7.9m ³ /s (予定)	排水専用	新設
2	西館揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 (φ800mm, 1.33m ³ /s)	用排水兼用	耐震補強、ポンプ設備更新
		横軸斜流ポンプ1台 (φ550mm, 0.57m ³ /s)	用排水兼用	
3	高石揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 (φ550mm, 0.64m ³ /s)	用排水兼用	機場建替 (ポンプ能力増強)
		横軸斜流ポンプ1台 (φ1,800mm, 7.25m ³ /s)	排水専用	
		横軸斜流ポンプ1台 (φ1,200mm, 3.79m ³ /s)	排水専用	
—	南方揚水機場	立軸斜流ポンプ3台 (φ1,500mm, 12.79m ³ /s)	排水専用	機場建替 (ポンプ能力増強)
		立軸斜流ポンプ1台 (φ1,000mm, 2.42m ³ /s)	用排水兼用	
4	山吉田揚水機場	横軸斜流ポンプ3台 (φ1,100mm, 8.21m ³ /s)	用排水兼用	耐震補強、ポンプ設備更新
5	米山揚水機場	立軸斜流ポンプ2台 (φ1,700mm, 6.11m ³ /s)	排水専用	機場建替 (ポンプ能力増強)
		立軸斜流ポンプ1台 (φ1,400mm, 4.72m ³ /s)	用排水兼用	
		立軸斜流ポンプ1台 (φ900mm, 1.97m ³ /s)	用排水兼用	
—	山吉田幹線水路	延長4,099m、鉄筋コンクリート矩形		表面被覆等部分補修
—	米山幹線排水路	延長3,534m、積ブロック		部分補修、拡幅
	米山中央幹線排水路	延長2,273m、張ブロック、鋼矢板		部分補修、拡幅
	高石幹線排水路	延長1,865m、積ブロック、張ブロック		部分補修、拡幅
	高石放水路	延長242m、積ブロック		部分補修、拡幅
—	西幹線排水路	延長775m、張ブロック (予定)		新設

注：番号の付いた施設は、環境配慮調査対象施設。

(適用する図書)

第2-2条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成30年5月

(参考図書)

第2-3条 本業務の参考図書は次のとおりである。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境省レッドデータブック2014	環境省自然環境局	平成27年3月
2	環境省レッドリスト	環境省自然環境局	令和2年3月
3	宮城県レッドデータブック2016	宮城県自然保護課	平成28年3月
4	宮城県の希少な野生動植物ー宮城県レッドリスト2021年度版	宮城県自然保護課	令和3年3月
5	特定外来生物等一覧	環境省自然環境局	令和2年11月
6	生態系被害防止外来種リスト	環境省自然環境局	平成27年3月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸与資料	数量
1	国営旧迫川土地改良事業変更計画書（農業用排水）	1部
2	国営旧迫川土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備事業）	1部
3	国営旧迫川農業水利事業 事業誌	1部
4	平成28年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区生物情報等調査業務報告書	1部
5	平成30年度 国営施設応急対策事業 旧迫川南方揚水機場環境配慮検討業務報告書	1部
6	令和3年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区事業構想検討その他業務報告書	1部
7	令和4年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地域環境配慮調査方針（案）検討業務報告書	1部
8	令和4年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区整備構想検討その他業務報告書	1部
9	旧迫川二期地区 環境配慮調査方針	1部
10	登米市自然環境基礎調査報告書（平成19年10月）	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 南方揚水機場他基本設計業務(仮称)	令和5年9月 ～令和6年3月
2	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 排水解析その他業務(仮称)	令和5年8月 ～令和6年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 環境配慮調査	1式	
3. 環境配慮調査結果の整理	1式	
4. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 業務全体の概要が理解できるよう、成果物のダイジェスト版を作成するものとする。
- 2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3) 河川内での調査にあたり、関係機関との事前調整、事後報告等は発注者が対応するが、受注者は必要な書類や図面等の作成に協力するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 情報共有システムについては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（秋季調査結果の中間とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（DVD-R等）正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に追加が生じた場合

(6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から、作業に必要な内容を整理・把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 環境配慮調査		
2-1. 生態系調査	調査対象地点ごとの調査計画（別紙2）、調査方法（別紙3）及び調査地点別調査量（別紙4）に基づき、環境配慮調査を実施する。	○
2-2. 景観調査	調査対象地点ごとの調査計画（別紙2）に基づき景観調査を実施する。	○
3. 環境配慮調査結果の整理	生態系調査及び景観調査の結果を整理する。整理する様式は任意とするが、写真も活用するものとする。	○
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめにより報告書を作成する。	○

調査方法

調査対象	調査方法名	概要
ほ乳類	目撃法及びフィールドサイン法	調査地を踏査し、哺乳類の目視による確認及び哺乳類の生息痕跡(フィールドサイン: 糞や足跡、食痕、果、モグラ塚など)を発見し、生息する哺乳類を確認する。
生態系	ラインセンサス法	草地内や森林内に生息する鳥類を確認するため、草地や森林を含むセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内(ルート片側25m程度)に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする。
	定点センサス法	水域や農地に生息する鳥類や上空を飛行する鳥類を確認するため、見通しの良い地点に設けた定点より、1定点当たり1時間を目的に観測しうる鳥類を主にその姿により識別して、種別個体数をカウントする。
	網などによる捕獲	調査環境に応じて、適宜、移動漁具(タモ網、サデ網、投網等)や固定漁具(セルビン、カゴ網、定置網、刺網等)を用いて魚類を捕獲し、同定する。
底生動物	定性採集	甲殻類、二枚貝、水生昆虫等を対象に抽水植物、底泥、礫などからタモ網で採集し、同定する。
植物	植物相調査	調査地を踏査し、目視により確認される植物を記録する。
景観	踏査 写真撮影	調査対象施設ごとに設定した視点場から、施設周辺の景観を写真撮影により定点記録する。
	測色調査	施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系で数値的に整理する。

調査地点別調査量

番号	調査地点名 (施設名)	整備内容 (案)	調査区 番号	生態系						景観		
				哺乳類 (㎡)	鳥類		魚類・底生動物 (㎡)	植物 (㎡)	遠景 (m)	中景 (m)	近景 (m)	
					定点 (地点数)	ラインセンサ ス(m)						
1	西排水機場	新設	①	5,000	1	410	100	5,000	1,000	500	100	
			③	4,600	1	420	700	4,600				
2	西館揚水機場	耐震補強、ポン プ設備更新	①		1	370	1,500	3,100			100	
3	高石揚水機場	機場建替 (ポン プ能力増強)	①		1	770	300	18,200	1,000	500	100	
4	山吉田揚水機場	耐震補強、ポン プ設備更新	①		1	440	1,500	16,000	1,000	500	100	
5	米山揚水機場	機場建替 (ポン プ能力増強)	①		1	370	1,500	25,400	1,000	500	100	
			②		1		1,400					

魚類調査努力量（目安）

番号	調査地点名 (施設名)	調査環境		タモ網/サゲ網 1名×1時間程度	投網 10投程度	セルビン/カゴ網 4個×1時間程度	定置網/刺網 1か所×一晩
		調査区 番号					
1	西排水機場	①	末端排水路	●			
		③	河川	●	●	●	▲※
2	西館揚水機場	①	河川	●	●	●	▲※
3	高石揚水機場	①	末端排水路	●			
4	山吉田揚水機場	①	河川	●	●	●	▲※
5	米山揚水機場	①	幹線排水路	●	●	●	
		②	河川	●	●	●	▲※

注：「定置網/刺網」欄の「▲※」は水深を考慮して実施を判断するもの。

国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境配慮調査業務 位置図

別添

